

事業所税  
申告のしおり

守口市 総務部 課税課

このしおりは、事業所税の基本的な内容についてまとめたものです。

事業所税の申告書を作成する際の参考にしてください。

《 参照条文凡例 》

このしおりにおいて、根拠法令名等は次のとおり略号をもって示しております。

地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法  
地方税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令  
地方税法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規  
守口市市税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・条  
守口市市税条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・条規

## 目 次

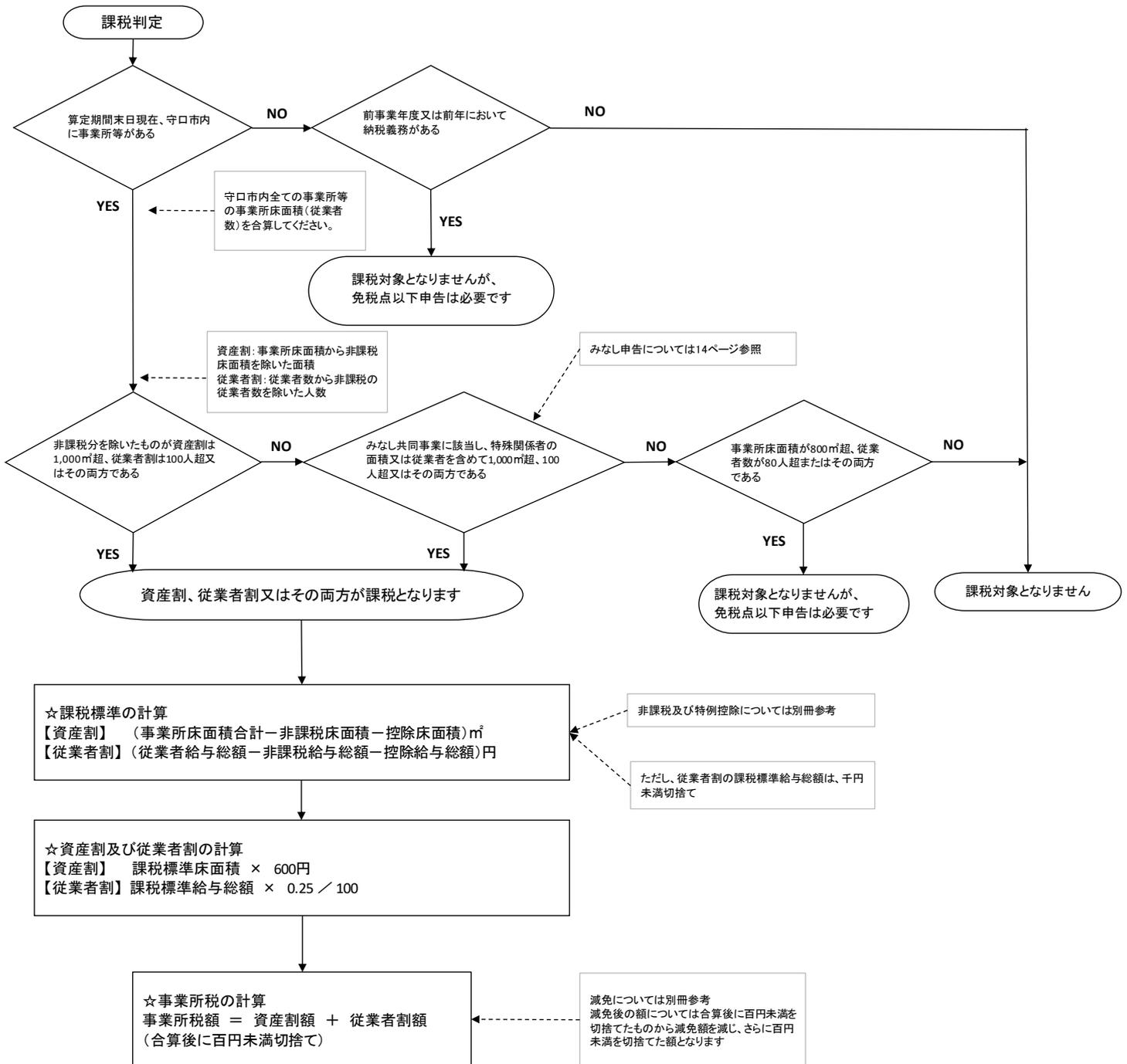
事業所税のフローチャート	1
第1 事業所税の概要	
1 事業所税とは	2
2 事業所税の使途	2
3 事業所税の課税団体	2
第2 事業所税のしくみ	
1 事業所税の構成	3
2 課税対象	4
(1) 事業所等の範囲	4
(2) 事業の範囲	4
3 納税義務者	5
(1) 貸ビル等の場合	5
(2) 事業を行う方が単なる名義人である場合	5
(3) 人格のない社団等の場合	5
(4) 清算中の法人の場合	5
(5) 共同事業の場合	5
(6) 市の指定管理者の場合	5
4 課税標準	6
(1) 資産割の課税標準	6
(2) 従業者割の課税標準	9
別表第1 従業者の範囲等一覧表	11

5	非課税	1 2
(1)	非課税の判定	1 2
(2)	非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い	1 2
(3)	公益法人等が収益事業と収益事業以外を併せて行っている 場合の非課税の適用	1 2
(4)	非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業を行っている 場合の従業者給与総額の算定方法	1 2
6	課税標準の特例	1 3
(1)	課税標準の特例の範囲	1 3
(2)	課税標準の特例の適用	1 3
(3)	免税点の判定	1 3
(4)	課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位	1 3
7	みなし共同事業	1 4
(1)	みなし共同事業の趣旨	1 4
(2)	免税点の判定	1 4
(3)	課税標準の算定	1 4
(4)	特殊関係者の範囲	1 5
(5)	特殊関係者等の判定	1 5
(6)	みなし共同事業の除外要件	1 5
8	減 免	1 6
(1)	減免の範囲	1 6
(2)	減免の適用	1 6

9 事業所税の申告と納付	17
(1) 事業所税の申告	17
(2) 申告書及び明細書等	19
(3) その他の申告書	20
<b>【書類等の添付について（お願い）】</b>	20
<b>【事業所税の電子申告について】</b>	20
<b>【みなし共同事業免税点判定及び課税標準の算定事例】</b>	21～28
<b>【納付申告書の記載要領（税額計算例）】</b>	29～42
申告書第44号様式（事業所税の申告書）記載要領	32
申告書第44号様式別表1（事業所等明細書）記載要領	35
申告書第44号様式別表2（非課税明細書）記載要領	37
申告書第44号様式別表3（課税標準の特例明細書）記載要領	39
申告書第44号様式別表4（共用部分の計算書）記載要領	41
<b>【非課税・課税標準の特例及び減免・対象施設一覧表】</b>	別冊1～11

# 事業所税のフローチャート

事業所税の課税対象に当たるかは、下記のフローチャートでお確かめください。  
 また、各判断ポイントの詳細については、当しおりに記載しておりますので、ご確認ください。



## 第1 事業所税の概要

### 1 事業所税とは [法第701条の30]

事業所税は、人口・企業が都市部に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理問題などのいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の改善に必要な財政需要を賄うための目的税として昭和50年度に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から都市の行政サービスと企業との受益関係に着目し、都市部に所在する事務所または事業所（以下「事業所等」といいます。）に対して、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という外形を課税標準として課税されるしくみになっています。

### 2 事業所税の用途 [法第701条の73、令第56条の82]

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、次の事業に使われます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令に定めるもの

### 3 事業所税の課税団体（77団体） [法第701条の31第1項第1号、令第56条の15]

事業所税は、次の地方公共団体において課税されます。（令和5年4月1日現在）

- (1) 東京都（特別区の存する区域に限る） [法第735条]
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市（20市）  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 [法第701条の31第1項第1号イ]
- (3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市（3市）  
川口市、武蔵野市、三鷹市 [法第701条の31第1項第1号ロ]
- (4) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（5市）  
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市 [法第701条の31第1項第1号ロ]
- (5) 人口30万人以上の政令で指定する市（48市）  
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、大津市、四日市市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 [法第701条の31第1項第1号ハ]

## 第2 事業所税のしくみ

### 1 事業所税の構成

事業所税には、**資産割**と**従業者割**があり、その概略は次のとおりです。

	事業所税	
	資産割	従業者割
課税対象(4頁)	事務所または事業所において法人または個人の行う事業	
納税義務者(5頁)	事務所または事業所において事業を行う法人または個人	
課税標準(6頁)	市内の事業所用家屋（事務所または事業所）の <b>合計床面積（㎡）</b>	<b>従業者給与総額（円）</b> （役員を含み、役員以外の65歳以上の者・障害者を除く）
税率(8,10頁)	合計床面積1㎡あたり <b>600円</b>	従業者給与総額の <b>100分の0.25</b>
免税点(8,10頁)	事業所用家屋の合計床面積が <b>1,000㎡以下</b> （非課税部分を除く）	合計従業者数が <b>100人以下</b> （非課税に係る者を除く）
免税点の判定(8,10頁)	市内に所在する事務所または事務所の延べ床面積（非課税部分を除く）を合算します。	
	課税標準の算定期間の末日（6頁参照）の現況による	
納付方法	申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から <b>2ヶ月以内</b> （延長なし）
	個人	翌年 <b>3月15日まで</b>

【注】 守口市内に複数の事業所用家屋（事務所または事業所）がある場合には、すべての事業所等の床面積を合算します。また、自己所有の家屋か賃貸物件にかかわらず、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者に該当します。 [条第129条]

【注】 免税点以下で納付する必要がない場合であっても、前事業年度または前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有していた場合、並びに延べ床面積800㎡超または従業者が80人超の場合は、申告書の提出が必要です。

[法第701条の46第3項、法第701条の47第3項、条第135条第1項、条規第15条]

## 2 課税対象 [法第 701 条の 32 第 1 項]

事業所税の課税対象は、守口市内の事業所等において、法人または個人が行う事業です。

### (1) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かに問わず、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的・物的施設で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

具体的には、事務所・店舗・工場・倉庫等ですが、これらに附属する材料置場、作業所、ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。

一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。したがって、同一の敷地内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります。また、近接した 2 つ以上の場所で、単なる分館的なものであれば、合わせて 1 つの事業所等とします。

なお、無人倉庫等人的設備を欠く施設も、これらを管理する事務所等（守口市の内外を問いません。）がある限り、事業所等に該当します。

事業所等に該当しないものには次のようなものがあります。

① 社宅・社員寮など	住宅は事業所税の対象ではありません。
② 設置期間が 2～3 か月程度の仮事務所・仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは取り扱いません。 ただし、店舗の建て替えのために設けられた仮店舗等については、仮にその設置期間が 2～3 か月程度であっても事業の継続性が認められますので、事業所等に該当します。
③ 建設業における現場事務所等 臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が 1 年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。
④ モデルハウス	住宅の商品見本としての性格が強いため、課税の対象となりません。

### (2) 事業の範囲

事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業の他、これに関連して行われる付随的事业も含まれます。

また、事業所等で行われる事業には、事業所等の家屋またはその区画内で行われるものに限らず、その区画外で行われるもの（例えば、外交員のセールス活動等）も事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

### 3 納税義務者 [法第 701 条の 32 第 1 項]

事業所税の納税義務者は、守口市内の事業所等において事業を行う法人または個人です。

#### (1) 貸ビル等の場合

貸ビル等で事業を行っている場合は、ビルの所有者ではなく、事業を行う法人または個人（テナント）が事業所税の納税義務者となりますが、次の場合にご留意ください。

- |  |
|--|
| ① 入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主を指しますが、名義上の借主と実質上の借主が異なる場合（転貸などの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。                         |
| ② 貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者になります。  |
| ③ 貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。   |
| ④ 貸ビルの（地下などの）駐車場や駐輪場で、テナントの使用部分が定められ、管理責任もテナントにある場合はそのテナントの専用部分となります。この場合、車路・通路の共用部部分も、使用部分の床面積によって按分して加えます。 |

なお、貸ビル等を貸し付けている方は、納税義務はありませんが、当該貸ビル等の床面積その他必要な事項について申告義務があります。申告の際は、「事業所用家屋貸付等申告書」（20 項）により申告して下さい。[法第 701 条の 52 第 2 項、条第 135 条第 2 項]

#### (2) 事業を行う方が単なる名義人である場合(実質課税の原則) [法第 701 条の 33]

事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の方が事実上その事業を行っていると思われる場合は、事実上その事業を行っている方が納税義務者となります。

#### (3) 人格のない社団等の場合 [法第 701 条の 32 第 3 項]

人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、法人とみなされて納税義務者となります（ただし、非収益事業は非課税となります。）

#### (4) 清算中の法人の場合

清算中の法人においても、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。

#### (5) 共同事業の場合 [法第 10 条の 2 第 1 項、令第 56 条の 21 第 2 項、令第 56 の 75 第 2 項]

2 以上の方が共同して事業を行う場合は、連帯納税義務を負います。

#### (6) 市の指定管理者の場合

利用料金収入と自主事業収入の合計が、利用料金収入と指定管理収入と自主事業収入の合計の 5 割を超える場合は、納税義務者となります。

## 4 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「**資産割**」と、従業者給与総額を課税標準とする「**従業者割**」の2種類によって構成されています。

### (1) 資産割の課税標準 [法第701条の40第1項]

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の守口市内に所在する事業所等の合計床面積をいいます。

#### ① 事業所床面積 [法第701条の31第1項第4号、令第56条の16]

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

**【注】** 家屋とは固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意語です。未登記の建物であっても、本来登記されるべき建物は家屋となります。

また、屋根だけの設備、車庫等について、課税対象となるかどうかは、それらが不動産登記法上の建物に該当するかにより判定されます。

#### ② 課税標準の算定期間 [法第701条の31第1項第8号]

法人の場合・・・その法人の事業年度です。

個人の場合・・・その年の1月1日から12月31日までの期間です。

ア 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積

[法第701条の40第1項]

半年決算の法人や、課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合のように課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定し、実質的には月割計算となります。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}}$$

**【注】** 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1ヶ月に満たない端数が生じたときは、これを1ヶ月とする。 [法第701条の40第3項]

イ 新設または廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設または廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ月割計算を行います。

**【注】** 「事業所税 事業所等の新設・廃止申告書」(20頁)により申告してください。

A 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 [法第701条の40第2項第1号]

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間} \\ \text{の末日現在における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準} \\ \text{の算定期間の末日の属する月までの月数}}{12}}$$

B 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 [法第701条の40第2項第2号]

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数}}{12}}$$

C 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

[法第701条の40第2項第3号]

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数}}{12}}$$

【注】 月割課税は、一事業所単位で計算しますので、支店、営業所等の一事業所内（同一敷地内等）での床面積の増減は、月割課税は行いません。課税標準の算定期間の末日（法人の場合決算期末）の現況による事業所床面積により課税されます。ここでいう新設とは、新たな場所に事業所を設けること、また廃止とは、ある場所のすべての事業所を廃止することです。

事業所等の拡張、縮小などの事由により、課税標準の算定期間中に事業所床面積の異動が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積が課税標準となります。

事業所等の閉鎖により、課税標準の算定期間の末日現在において事業所等を有しなくなった場合、または事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので月割計算する必要はありません。

③ 床面積の算定上の注意点

事業所床面積の計算は、各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

なお、事業所床面積の算定は、固定資産税課税台帳に登録のある家屋の床面積によるものであり、建築基準法の規定に基づいて計算したものと多少差が生じますのでご注意ください。

（不動産登記法施行令、不動産登記事務取扱手続準則の規定を参考とします。）

④ 他の事業を行う方との共用部分がある場合 [令第56条の16ただし書]

事業所用家屋を2以上の方が使用する場で共用して使用する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合は、次により計算した床面積が事業所床面積となります。

この場合、共用部分であるかどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態により判定することになりますが、貸しビルを共同で使用する部分、例えば玄関（出入口）、エントランスホール、廊下、階段、エレベーター室、エレベーター室前のホール、共同トイレ、機械室及び電気室等がこれに該当します。

なお、貸しビル等の管理人室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的には管理者の専用部分に該当し、空室は、入居者がある場合の専用部分と同様に扱います。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \boxed{\frac{\text{事業者の専用部分の床面積}}{\text{各専用部分の床面積の合計}}}$$

⑤ 税率 [法第701条の42]

資産割の税率は、事業所床面積1㎡につき、年額600円です。

⑥ 免税点 [法第701条の43]

資産割は、守口市内の各事業所等の事業所床面積の合計延べ床面積（非課税規定の適用に係る面積は除かれますが、課税標準の特例適用施設の面積は、免税点判定に含まれます。）が、1,000㎡以下の場合には免税点以下となり課税されません。

また、免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の現況により行います。

**【注】** 課税標準の算定期間の中途において、全部または一部の事業所等が廃止された結果、免税点の判定日（課税標準の算定期間の末日）において事業所床面積が免税点以下となった場合には、課税されません。

なお、課税標準の算定期間の中途において、一部の事業所等が廃止された場合でも免税点判定日において事業所床面積が免税点を超えた場合は、当該廃止された事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。（月割計算）

⑦ 事業を休止している施設

事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上連続して事業を休止していたと認められる部分については、課税標準に含めないものとして取り扱います。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に使用されていなくても、維持管理が行われ、いつでも使用できる状態にある遊休施設や改装中の施設は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は、休止部分を含めて行いますのでご注意ください。

(2) 従業者割の課税標準 [法第 701 条の 40 第 1 項]

従業者割の課税標準は、市内の事業所等において課税標準の算定期間（資産割の場合と同じです。）中に従業者に対して支払われた、または支払うべき従業者給与総額です。

① 従業者の範囲

従業者とは、一般従業者のほか、役員（顧問を含む）、及び日々雇用等の臨時従業員（アルバイト）、出向者等などが従業者に含まれます。

また、数社の役員を兼務している方も従業者に含まれます。休職中の従業者は、給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。

なお、給与等の支払われる時の現況において、障害者（住民税の本人障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方をいいます。）及び年齢 65 歳以上の方（役員は除きます。）は従業者数から除かれます。

その他、従業者の範囲等一覧表は別表第 1（11 頁）のとおりです。

② 従業者給与総額 [法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号]

従業者給与総額とは、守口市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。

また、給与等の支払われる時の現況において、年齢 55 歳以上 65 歳未満の方で雇用改善助成対象者（【注】）がいる場合は、その方に係る給与額の 2 分の 1 を従業者給与総額から除きます。

【注】 雇用改善助成対象者 [法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号、令第 56 条の 17 の 2]

\* 特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者

雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号若しくは第 6 号または雇用対策法施行例第 2 条第 2 号の規定に基づき、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

ア 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額には、給与、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税されている通勤手当、現物給与等が含まれます。

イ 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与等は含まれません。また、外交員等の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

③ 従業者給与総額の算定の特例 [法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号]

役員以外の高齢者及び役員以外の障害者（住民税、所得税において障害者控除の対象となる方。）は、従業者から除かれます。

なお、障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象になる方をいいます。

ア 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者（【注】参照）がいる場合、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その方の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額が除かれます。

イ 転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した方の給与等は、その方に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間において守口市内の事業所等に勤務しており、支給日に他市町村の事業所等に勤務していたとしても、その月に係る給与等は守口市の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算定します。

④ 税率 [法第 701 条の 42]

従業者割の税率は、従業者給与総額の 100 分の 0.25 です。

⑤ 免税点 [法第 701 条の 43]

従業者割は、各事業所等の合計従業者数が、100 人以下である場合には免税点以下となり課税されません。

なお、免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の現況により行います。

よって、課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等に係る従業者数は、免税点判定には含まれません。

ただし、従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等に係る支払給与等も課税標準に含まれます。

別表第1 《従業員の範囲等一覧表》

従業員の区分		免税点判定における 従業員の範囲	課税標準における 従業員給与総額の範囲	備考
65歳以上の従業員 (役員を除く)		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	
障害者(役員を除く)		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	
役員	無給の役員	従業員に <u>含まない</u>	——	
	数社の役員を 兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の 従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与 総額から控除する	
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を従業員給与総額 に含める	
短時間勤務の パートタイマー		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含める	社員の従業員時間の4分 の3以下
臨時従業員 (アルバイト)		従業員に含める	従業員給与総額に含める	社員の従業員時間の4分 の3を超える
休職中の従業員		給与等の支給がある場合は従業員 に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に <u>含まない</u>	退職時までの給与等は従業員給与総額 に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を 支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が 出向元の会社に 給与を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	
	出向先と出向元が 一部負担	主たる給与等を支払う会社の 従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を 当該会社の従業員給与総額に含める	
市区域以外の建築 現場等への派遣社員		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	出張の場合は含める
外国または市域外への 長期出張または派遣		長期出張の場合は従業員に含める 派遣の場合は従業員に <u>含まない</u>	長期出張の場合は従業員給与総額に 含める 派遣の場合は従業員給与総額に含め ない	
派遣法に基づく 派遣社員		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	課税区域外(守口市外) への派遣は含めません
保険外交員		所得税法上の給与等の支給が ある場合は含める	所得税法上の給与等の支給は従業員 給与総額に含める	
常時船舶(外国航路)の 乗組員		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	

※派遣法とは

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。

## 5 非課税 [法第 701 条の 34]

事業所等において行う事業のうち、国、非課税独立行政法人、公共法人、公益法人が行う事業は、公共性、公益性の観点から非課税とされているものです。(公益法人が行う収益事業を除く)

また、都市機能上必要とされる施設等特定の用途に供される施設についても非課税となります。

非課税対象一覧表については、別冊（1～6 頁）のとおりです。

### (1) 非課税の判定 [法第 701 条の 34 第 7 項]

非課税規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合は、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。

### (2) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下及び階段等を共用している場合は、その共用部分はすべて課税施設となります。

(例) 社員食堂（非課税施設）に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。  
ただし、1 棟の大半を福利厚生施設として使用しているような場合においては、一般的には業務部分を除き、非課税施設として取り扱います。

### (3) 公益法人等が収益事業と収益事業以外を併せて行っている場合の非課税の適用

[法第 701 条の 34 第 2 項、令第 56 条の 23]

収益事業と収益事業以外を併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分できないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

### (4) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業を行っている場合の従業者給与総額の算定方法 [令第 56 条の 49]

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した従業者の分量に応じて、その方の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は均等に従事したものとして計算します。

## 6 課税標準の特例 [法第 701 条の 41]

### (1) 課税標準の特例の範囲

事業所等において行う事業のうち、協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテルまたは旅館営業の用に供する施設等については、税負担が軽減されます。

この特例措置には人的な課税標準の特例と、施設の用途による課税標準の特例とがあります。主な課税標準の特例対象施設は、別冊（7～9 頁）のとおりです。

### (2) 課税標準の特例の適用

#### ア 課税標準の特例の判定 [法第 701 条の 41 第 3 項]

課税標準の特例規定の適用判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、廃止の直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。

#### イ 課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の一般課税施設との間で共用する廊下及び階段などがある場合は、非課税と同様の方法で行います。

### (3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者についても、これを控除する前の状態で判定します。

### (4) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位 [令第 56 条の 71]

課税標準の特例対象施設一覧表の特例の適用が重複して適用される場合には、次の順序により適用されます。

適用順位	適用条項	別冊（7～9 頁）一覧表の整理番号
1	法第 701 条の 41 第 1 項	1～19
2	法第 701 条の 41 第 2 項	20

※ 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

※ 法第 701 条の 41 第 1 項各号（一覧表の整理番号 1～19）の重複適用はしません。

## 7 みなし共同事業 [法第701条の32第2項、法第10条の2第1項、令第56の21第2項]

特殊関係者と特殊関係者を有する方が同一の家屋内で事業を行っている場合、その特殊関係者の事業所床面積及び従業員数を合算して免税点の判定を行います。

(免税点の判定及び課税標準の算定事例は、21～28頁)

### (1) みなし共同事業の趣旨

事業主が、次ページの「(4) 特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有している場合、当該事業主は「特殊関係者を有する方」となります。その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する方）と同一家屋内で行われている場合、当該特殊関係者が行う事業は、事業主（特殊関係者を有する方）との共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者が連帯して納税義務を負います。

なお、「同一家屋」とは原則として同一棟をいい、同一敷地内にあっても構造上、別棟の建物は同一家屋とは取り扱いません。

### (2) 免税点の判定 [令第56条の75第2項]

特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行います。特殊関係者を有する場合の免税点判定は、事業主（特殊関係者を有する方）が単独で行っている事業所等床面積または従業員数と、共同事業とみなされた特殊関係者の事業所等床面積または従業員数を合算して行います。

したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となることがあります。

このように、特殊関係者を有する場合の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割または系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

### (3) 課税標準の算定 [令第56条の51第2項]

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する方及び特殊関係者の課税標準は、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積または従業員給与総額だけが課税対象となります。

### (例)

右の事例の場合、事業主Aの免税点の判定は、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業所床面積・従業員数を合算して行います。

この結果、Aの免税点判定における事業所床面積は、1,400㎡、従業員数は140人となり、資産割、従業員割とも免税点を超えることとなります。

なお、課税標準には特殊関係者Bの分は含めません。

※ 免税点の判定の際には、非課税に係る事業所床面積を除いて判定を行います。

同一家屋内	
事業主A (特殊関係者を有する者)	Aの特殊関係者B
750㎡ (共用部分を含む)	650㎡ (共用部分を含む)
80人	60人

(4) 特殊関係者の範囲 [法第701条の32第2項、令第56の21第1項]

「特殊関係者」とは、配偶者や親族その他の関係者及び法人法に規定する同族会社【注】のことをいいます。具体的には、次のとおりです。

- ① 特殊関係者を有するものであるかどうかの判定をすべき者（以下、「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、または判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③ ①、②以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている①、②以外の個人及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主または社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員（これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

【注】 同族会社とは、会社の株式等（その会社が自己の株式または出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数または出資金額（その会社が有する自己の株式または出資を除く。）の100分の50を超える場合のその会社をいいます。

[法人税法第2条第10号]

(5) 特殊関係者等の判定 [令第56条の21第5項]

同族会社に該当するかどうか、特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

(6) みなし共同事業の除外要件

- ① 特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでないこと。

「意思を通じて行われているものでなく」とは、同一家屋において事業を行うことについて、何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。

具体的には、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例があります。原則として、親族その他の特殊の関係のある個人または同族会社の場合は、意思を通じて行われたものとみなされます。

- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと  
「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合と比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

## 8 減 免 [法第 701 条の 57、条第 137 条第 1 項、条規第 16 条別表第 4]

### (1) 減免の範囲

本市では、天災その他特別の事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるときは、守口市市税条例の定めにより事業所税の減免措置を講じています。

減免の対象施設と軽減割合は、別冊（10 ～ 11 頁）のとおりです。

### (2) 減免の適用

#### ① 減免の申請 [条第 137 条 2 項]

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに、「事業所税減免申請書」にその事由を証明する書類を添えて提出してください。

#### ② 減免の判定

減免の適用判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

## 9 事業所税の申告と納付

事業所税の申告には、事業に係る事業所税の申告と事業所用家屋の新設・廃止申告があります。それぞれの申告のあらまは、下表のとおりです。

申告区分		申告義務者	要件	申告期限
事業に係る事業所税	納付申告	事業を行う者	事業所等の合計床面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合または、合計従業者数が 100 人を超える場合	(法人) : 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 [法第 701 条の 46] (個人) : 翌年 3 月 15 日まで [法第 701 条の 47]
	免税点以下申告	事業を行う者	法人にあつては前事業年度、個人にあつては前年に納税義務を有していた場合または、事業所等の合計床面積が 800 m <sup>2</sup> を超える場合及び合計従業者数が 80 人を超える場合 [法第 701 条の 46 第 3 項、法第 701 条の 47 第 3 項]	同 上
事業所用家屋の新設・廃止申告		守口市内において、事業所用家屋を新設または廃止された方		新設または廃止した日から 2 ヶ月以内
事業所用家屋の貸付け申告		事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方		貸し付けた日または異動が生じた日の翌月末日まで

### (1) 事業所税の申告

申告義務者は、市内に所在する事業所等において事業を行う法人または個人で、次の要件に該当する方です。

[法第 701 条の 46 第 1 項、第 3 項、法第 701 条の 47 第 1 項、第 3 項]

#### ① 納付申告

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、守口市内の所在する各事業所等の合計事業所床面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える場合または合計従業者数が 100 人を超える場合

#### ② 免税点以下申告

ア 法人にあつては前事業年度、個人にあつては前年に納税義務を有していた場合

- イ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積が 800 m<sup>2</sup>を超える場合
- ウ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計従業者が 80 人を超える場合

③ 申告納付期限 [法第 701 条の 46 第 1 項、法第 701 条の 47 第 1 項]

法人にあつては各事業年度終了の日より 2 ヶ月以内、個人にあつては翌年の 3 月 15 日までに申告、納付して下さい。

ただし、個人が年の途中で事業を廃止した場合には、その事業の廃止の日より 1 ヶ月以内、また、事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日より 4 ヶ月以内です。

④ 修正申告及び更正請求 [法第 701 条の 49 第 2 項、法第 20 条の 9 の 3]

すでに確定した課税標準額及び税額等が過少であり不足額が生じる場合は、修正申告書を提出し、増額分の税額を納付して下さい。また、申告に計算等の誤りがあり、税額が過大である場合は、申告納付期限から 5 年以内に限り更正請求ができます。

⑤ 事業所税に係る不申告に関する過料 [法第 701 条の 49 の 2、条第 134 条の 2]

正当な事由なく申告期限までに事業所税の申告がない場合、10 万円以下の過料が科されます。

⑥ 事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料 [法第 701 条の 54、条第 136 条]

事業所等を新設または廃止した日から 2 ヶ月以内に申告がない場合、10 万円以下の過料が科されます。また、事業所用家屋を貸し付けて、貸し付けた日の属する月の翌月末日までに申告がない場合も 10 万円以下の過料が科されます。

⑦ 延滞金 [法第 701 条の 60 第 1 項]

納期限までに税金を納付されない場合（修正申告により不足税額を納付される場合を含む。）は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6%（次に掲げる間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額の延滞金がかかります。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいいます。）に年 1%の割合を加算した割合をいいます。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算

した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）を乗じて計算した金額の延滞金がかかります。

- ・期限内申告・・・納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- ・期限後申告・・・納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間またはその翌日から 1 月を経過する日までの期間
- ・修正申告・・・納期限の翌日から修正申告書を提出した日までの期間またはその翌日から 1 月を経過するまでの期間

## ⑧ 加算金

### ア 過少申告加算金 [法第 701 条の 61 第 1 項]

期限内に申告をした場合で、申告税額が過少であった場合は、更正により増額となる税額の 10%相当額の過少申告加算金がかかります。

### イ 不申告加算金 [法第 701 条の 61 第 2 項、第 3 項]

期限後申告の場合は税額の 5%、市長の決定処分の場合は税額の 15%相当額の不申告加算金がかかります。

### ウ 重加算金 [法第 701 条の 62]

過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいまたは仮装したことによる場合は、重加算金がかかります。

## ⑨ 督促手数料

督促状を発した場合は、督促手数料として 80 円がかかります。

## (2) 申告書及び明細書等 [法第 701 条の 46 第 1 項、法第 701 条の 47 第 2 項、条第 134 条第 2 項]

### ① 「申告書」(第 44 号様式 22 頁)

### ② 「事業所等明細書」(第 44 号様式別表 1 22 頁)

申告書の提出にあわせて添付してください。

### ③ 「非課税明細書」(第 44 号様式別表 2 23 頁)

非課税の規定に該当する施設等がある場合

### ④ 「課税標準の特例明細書」(第 44 号様式別表 3 23 頁)

課税標準の特例の規定する施設等がある場合

- ⑤ 「共用部分の計算書」(第 44 号様式別表 4 24 頁)  
事業所用家屋を 2 以上の方が使用する場合は共用部分がある場合

(3) その他の申告書等

- ① 「事業所税に関する申出書」  
事業所の建築予定がある場合
- ② 「事業所税 事業所等の新設・廃止申告書」 [法第 701 条の 52 第 1 項、条第 135 条第 1 項]  
事業所等の新設・廃止に係る申告
- ③ 「事業所用家屋貸付等申告書」 [法第 701 条の 52 第 2 項、条第 135 条第 2 項]  
事業所等の貸付けに係る申告

### 書類等の添付について (お願い)

申告書等の提出にあわせて、次のような書類等の添付をお願いすることがあります。

- (1) 事業所床面積の算出の基礎となった建物図面、求積表等
- (2) 従業者数及び従業者給与総額の算定の基礎となった資料
- (3) 非課税施設及び課税標準の特例適用対象施設であることを証する書類
- (4) 非課税床面積及び課税標準の特例対象床面積の算出の基礎となった図面、求積表等
- (5) 非課税従業者数、非課税従業者給与総額及び課税標準の特例適用対象従業者給与総額の算定の基礎となった資料

### 事業所税の電子申告について

守口市では、事業所税等の申告について、地方税ポータルシステム (eLTAX) を利用し、インターネットによる電子申告の受付を行っています。

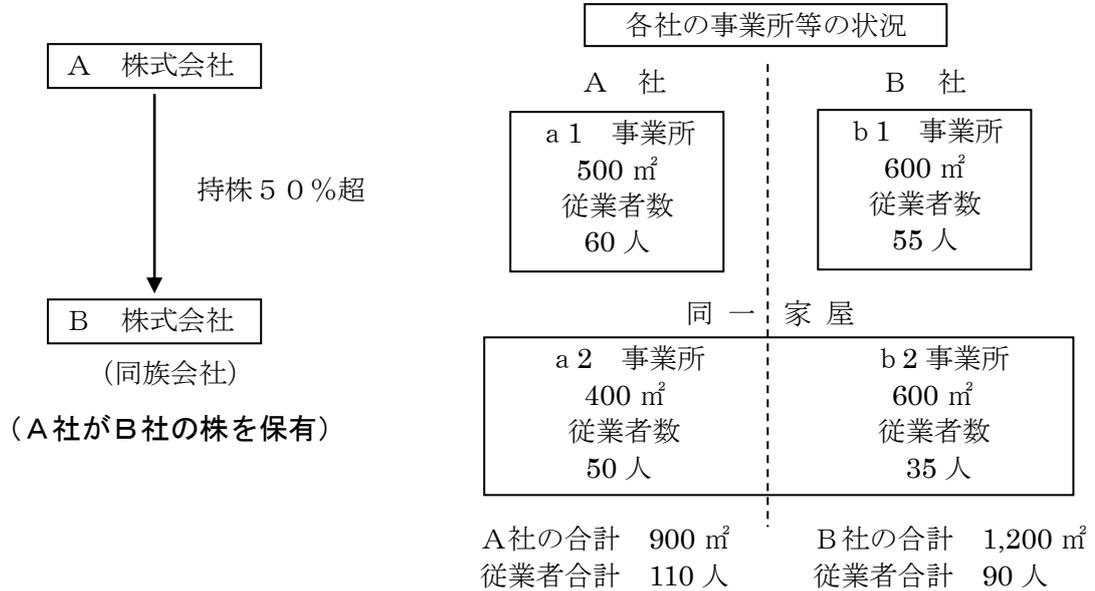
新たに事業所税の電子申告を行う場合には、事前に利用の届出や、対応ソフトウェアのダウンロード等が必要です。手続きの詳細については、次のホームページを参照してください。

eLTAX ホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## みなし共同事業免税点の判定及び課税標準の算定事例

### 例 1

#### 資本関係の状態事例



#### (1) 特殊関係者について

A 社の特殊関係者・・・B 社（判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社）  
（A 社は特殊関係者を有する者）

B 社の特殊関係者・・・特殊関係者はなく、通常取り扱いになります。

#### (2) みなし共同事業の適用について

A 社については、B 社の b2 事業所における B 社との共同事業とみなされます。

#### (3) 免税点の判定

##### ◆事業所床面積

$$A \text{ 社} \cdots a1 + a2 + b2 = 1,500 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点を超える})$$

↑  
A 社の特殊関係者である B 社との共同事業と  
みなされる事業

$$B \text{ 社} \cdots b1 + b2 = 1,200 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点を超える})$$

##### ◆従業者数

$$A \text{ 社} \cdots a1 + a2 + b2 = 145 \text{ 人} \quad (\text{免税点を超える})$$

↑  
A 社の特殊関係者である B 社との共同事業と  
みなされる事業

$$B \text{ 社} \cdots b1 + b2 = 90 \text{ 人} \quad (\text{免税点以下})$$

(4) 課税標準

◆事業所床面積

$$A社 \cdots a1 + a2 = 900 \text{ m}^2$$

$$B社 \cdots b1 + b2 = 1,200 \text{ m}^2$$

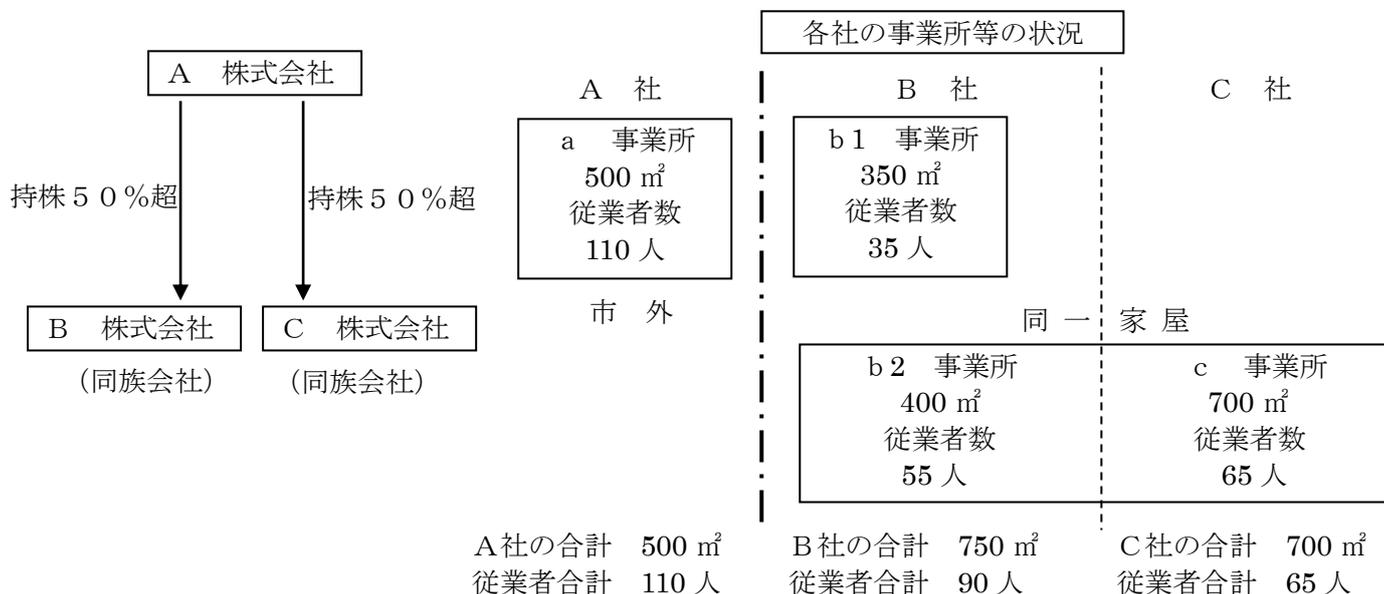
◆従業者数

$$A社 \cdots a1 + a2 = 110 \text{ 人}$$

B社 \cdots 納税義務なし

例2

資本関係の状態事例



(1) 特殊関係者について

A社の特殊関係者 \cdots B社とC社 (判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社)

B社の特殊関係者 \cdots C社 (判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社)

C社の特殊関係者 \cdots B社 (判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社)

※ B社及びC社についてはお互いに特殊関係者を有する者であり、また、特殊関係者にもなります。

(2) みなし共同事業の適用について

① A社について

A社は特殊関係者とのみなし共同事業は行っていません。

② B社について

C社のc事業所の事業が共同事業とみなされます。

③ C社について

B社のb2事業所の事業が共同事業とみなされます。

(3) 免税点の判定

◆事業所床面積

A社・・・市外のため判定しない。

B社・・・ $b1 + b2 + c = 1,450 \text{ m}^2$  (免税点を超える)

↑ B社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

C社・・・ $c + b2 = 1,100 \text{ m}^2$  (免税点を超える)

↑ C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

◆従業者数

A社・・・市外のため判定しない。

B社・・・ $b1 + b2 + c = 155$  人 (免税点を超える)

↑ B社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

C社・・・ $c + b2 = 120$  人 (免税点を超える)

↑ C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

(4) 課税標準

◆事業所床面積

A社・・・納税義務なし

B社・・・ $b1 + b2 = 750 \text{ m}^2$

C社・・・ $c = 700 \text{ m}^2$

◆従業者数

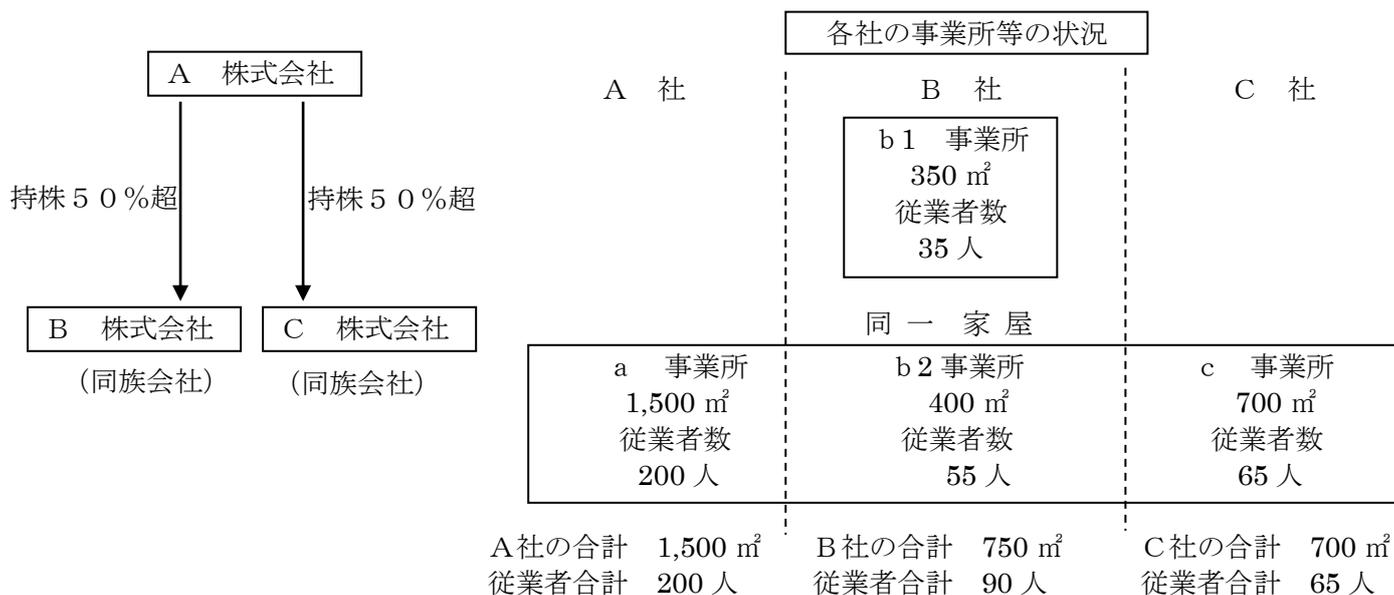
A社・・・納税義務なし

B社・・・ $b1 + b2 = 90$  人

C社・・・ $c = 65$  人

### 例 3

#### 資本関係の状態事例



#### (1) 特殊関係者について

A 社の特殊関係者・・・ B 社と C 社（判定対象者を判定の基礎として同族会社の該当する会社）

B 社の特殊関係者・・・ C 社（判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社）

C 社の特殊関係者・・・ B 社（判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社）

**※ B 社及び C 社についてはお互いに特殊関係者を有する者であり、また、特殊関係者にもなります。**

#### (2) みなし共同事業の適用について

##### ① A 社について

B 社の b 2 事業所、C 社の c 事業所の事業が共同事業とみなされます。

##### ② B 社について

C 社の c 事業所の事業が共同事業とみなされます。

##### ③ C 社について

B 社の b 2 事業所の事業が共同事業とみなされます。

### (3) 免税点の判定

#### ◆事業所床面積

$$\text{A社} \cdots a + b2 + c = 2,600 \text{ m}^2 \text{ (免税点を超える)}$$

↑ A社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

↑ A社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

$$\text{B社} \cdots b1 + b2 + c = 1,450 \text{ m}^2 \text{ (免税点を超える)}$$

↑ B社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

$$\text{C社} \cdots c + b2 = 1,100 \text{ m}^2 \text{ (免税点を超える)}$$

↑ C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

#### ◆従業者数

$$\text{A社} \cdots a + b2 + c = 320 \text{ 人 (免税点を超える)}$$

↑ A社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

↑ A社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

$$\text{B社} \cdots b1 + b2 + c = 155 \text{ 人 (免税点を超える)}$$

↑ B社の特殊関係者であるC社との共同事業と  
みなされる事業

$$\text{C社} \cdots c + b2 = 120 \text{ 人 (免税点を超える)}$$

↑ C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

### (4) 課税標準

#### ◆事業所床面積

$$\text{A社} \cdots a = 1,500 \text{ m}^2$$

$$\text{B社} \cdots b1 + b2 = 750 \text{ m}^2$$

$$\text{C社} \cdots c = 700 \text{ m}^2$$

#### ◆従業者数

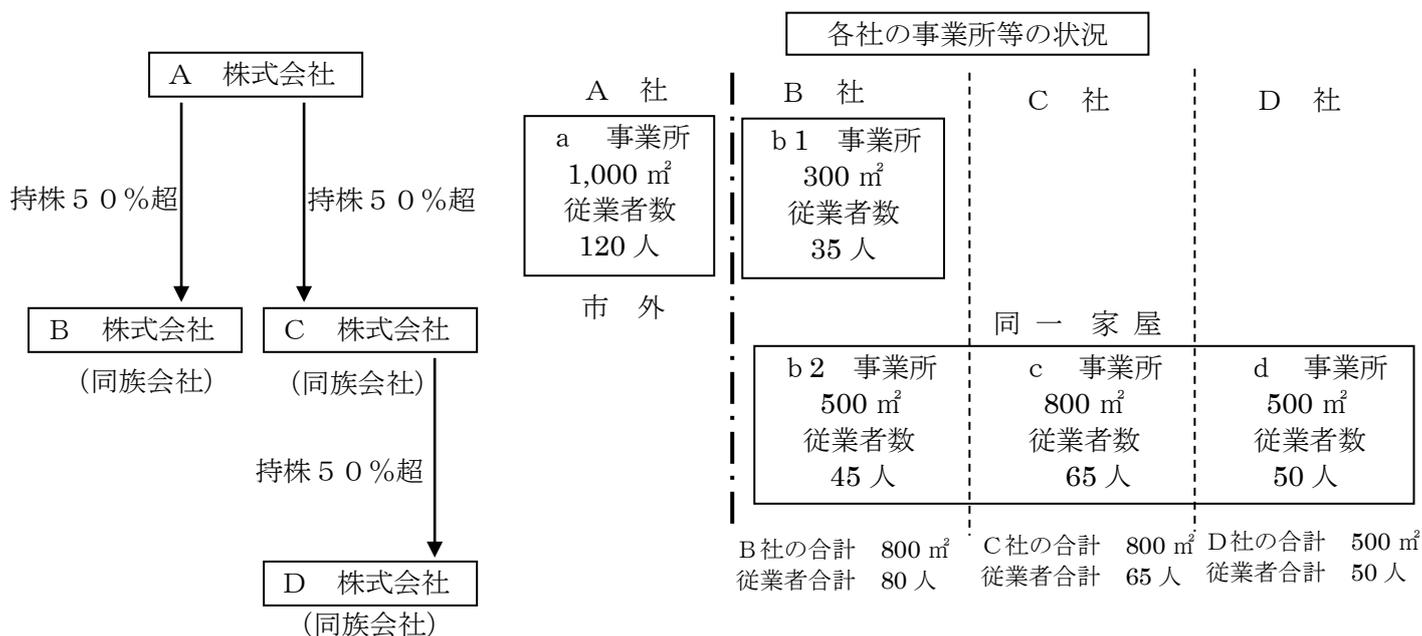
$$\text{A社} \cdots a = 200 \text{ 人}$$

$$\text{B社} \cdots b1 + b2 = 90 \text{ 人}$$

$$\text{C社} \cdots c = 65 \text{ 人}$$

## 例 4

### 資本関係の状態事例



#### (1) 特殊関係者について

A社の特殊関係者・・・B社とC社（判定対象者を判定の基礎として同族会社の該当する会社）

B社の特殊関係者・・・C社とD社（判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社）

C社の特殊関係者・・・B社とD社（判定対象者が同族会社である場合にその判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社）

D社の特殊関係者・・・特殊関係者はなく通常の取り扱いになります。

#### (2) みなし共同事業の適用について

##### ① A社について

A社は特殊関係者とのみなし共同事業は行っていません。

##### ② B社について

C社のc事業所及びD社のd事業所の事業が共同事業とみなされます。

##### ③ C社について

B社のb2事業所及びD社のd事業所の事業が共同事業とみなされます。

(3) 免税点の判定

◆事業所床面積

A社・・・市外のため判定しない。

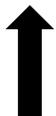
B社・・・ $b1 + b2 + c + d = 2,100 \text{ m}^2$  (免税点を超える)



B社の特殊関係者であるD社との共同事業と  
みなされる事業

B社の特殊関係者であるC社との共同事業とみなされる事業

C社・・・ $c + b2 + d = 1,800 \text{ m}^2$  (免税点を超える)



C社の特殊関係者であるD社との共同事業と  
みなされる事業

C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

D社・・・ $d = 500 \text{ m}^2$  (免税点以下)

◆従業者数

A社・・・市外のため判定しない。

B社・・・ $b1 + b2 + c + d = 195 \text{ 人}$  (免税点を超える)



B社の特殊関係者であるD社との共同事業と  
みなされる事業

B社の特殊関係者であるC社との共同事業とみなされる事業

C社・・・ $c + b2 + d = 160 \text{ 人}$  (免税点を超える)



C社の特殊関係者であるD社との共同事業と  
みなされる事業

C社の特殊関係者であるB社との共同事業とみなされる事業

D社・・・ $d = 50 \text{ 人}$  (免税点以下)

(4) 課税標準

◆事業所床面積

A社・・・納税義務なし

B社・・・ $b1 + b2 = 800 \text{ m}^2$

C社・・・ $c = 800 \text{ m}^2$

D社・・・納税義務なし

◆従業者数

A社・・・納税義務なし

B社・・・ $b1 + b2 = 80 \text{ 人}$

C社・・・ $c = 65 \text{ 人}$

D社・・・納税義務なし

事業所税の納付申告書記載要領（税額の計算例）

<p>守口株式会社は3月決算(1年決算)の法人で、令和△△年4月1日～令和△△年3月31日までの事業年度に使用している事業所家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は次のとおりとします。</p>	
<p><b>○ 本店(守口市○○町△-△-△)</b></p>	
(1) 守口ビル(特定防火対象物)に入居(守口不動産(株)所有)	
(2) 守口ビル全体の床面積	7,273.43 m <sup>2</sup>
(3) (2)のうち、入居事業所全体の専用床面積	4,464.04 m <sup>2</sup>
(4) (3)のうち、守口株式会社の専用床面積	1,217.56 m <sup>2</sup>
(5) (4)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	122.68 m <sup>2</sup>
(6) (4)のうち、防災施設等に係る非課税床面積	38.45 m <sup>2</sup>
(7) 共用床面積	2,809.39 m <sup>2</sup>
(8) (7)のうち、防災施設に係る非課税床面積	1,742.18 m <sup>2</sup>
(9) 本社勤務従業員 70 人に支払われた給与総額	2 億 9,438 万 5,871 円
(10) (9)のうち、福利厚生施設に勤務する従業員 2 人に支払われた給与等	439 万 7,889 円
(11) (9)のうち、役員以外の年齢 65 歳以上の従業員 15 人に支払われた給与等	3,300 万 5,889 円
(12) (9)のうち、年齢 55 歳以上 65 歳未満の雇用改善助成対象者 2 人に支払われた給与等	438 万 8,798 円
(13) 守口ビル内に大阪株式会社(特殊関係者)が入居 (専用床面積:304.39 m <sup>2</sup> 、共用床面積:72.76 m <sup>2</sup> 、従業員数:15 人)	
<p><b>○ ◎◎倉庫(守口市◎◎町△-△-△)</b></p>	
(1) 事業所床面積	40,000.00 m <sup>2</sup>
(2) (1)のうち、営業所倉庫に係る課税標準の特例の対象となる床面積	39,500.00 m <sup>2</sup>
(3) ◎◎倉庫勤務従業員 20 人に支払われた給与総額	6,839 万 4,688 円
(4) (3)のうち、年齢 55 歳以上 65 歳未満の雇用改善助成対象者 1 人に支払われた給与等	190 万 3,424 円
<p><b>○ □□営業所(守口市□□町△-△-△)</b></p>	
(1) 東部営業所へ移転するため、令和△△年 12 月 20 日に廃止	
(2) 廃止の日現在の事業所床面積	849.41 m <sup>2</sup>
(3) 令和△△年 4 月 1 日から令和△△年 12 月 20 日までの間に□□営業所に勤務した従業員 20 人に支払われた給与総額	3,321 万 3,842 円
<p><b>○ 東部営業所(守口市☆☆町△-△-△)</b></p>	
(1) □□営業所から移転し、令和△△年 12 月 20 日に新設	
(2) 算定期間の末日の事業所床面積	948.36 m <sup>2</sup>
(3) (2)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	58.77 m <sup>2</sup>
(4) 令和△△年 12 月 20 日から令和△△年 3 月 31 日までの間に東部営業所に勤務した従業員 20 人に支払われた給与総額	1,123 万 3,841 円
(5) (4)のうち、役員以外の年齢 65 歳以上の従業員 1 人に支払われた給与等	279 万 8,735 円

(資産割)

1 免税点判定

$$\begin{aligned}
 & \text{本社} \quad \overset{\text{[専用床面積]}}{1,217.56\text{m}^2} + \left\{ \left( \overset{\text{[共用床面積]}}{2,809.39\text{m}^2} - \overset{\text{[共用部分のうち]}}{\overset{\text{[非課税床面積]}}{1,742.18\text{m}^2}} \right) \times \frac{\overset{\text{[守口棟の専用床面積]}}{1,217.56\text{m}^2}}{\overset{\text{[全体の専用床面積]}}{4,464.04\text{m}^2}} \right\} \\
 & \quad - \left( \overset{\text{[専用部分のうち 非課税床面積]}}{122.68\text{m}^2 + 38.45\text{m}^2} \right) + \underset{\text{[大阪棟の事業所床面積]}}{(304.39\text{m}^2 + 72.76\text{m}^2)} \\
 & = 1,217.56\text{m}^2 + 291.07\text{m}^2 - 161.13\text{m}^2 + 377.15\text{m}^2 = 1,724.65\text{m}^2 \dots \textcircled{1} \\
 & \text{◎◎倉庫} \quad 40,000.00\text{m}^2 \dots \textcircled{2} \\
 & \text{東部営業所} \quad 948.36\text{m}^2 - 58.77\text{m}^2 = 889.59\text{m}^2 \dots \textcircled{3} \\
 & \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 42,614.24\text{m}^2 \rightarrow \text{免税点超}
 \end{aligned}$$

(注) □□営業所は、課税標準の算定期間の末日現在存在しないので免税点判定の事業所床面積には含めません。

2 課税標準

$$\begin{aligned}
 & \text{本社} \quad \overset{\text{[専用床面積]}}{1,217.56\text{m}^2} + \overset{\text{[共用床面積]}}{291.07\text{m}^2} - \overset{\text{[非課税床面積]}}{161.13\text{m}^2} = 1,347.50\text{m}^2 \dots \textcircled{4} \\
 & \text{◎◎倉庫} \quad 40,000.00\text{m}^2 - \left( \overset{\text{[課税標準の]}}{\overset{\text{[特例床面積]}}{39,500.00\text{m}^2}} \times \frac{\overset{\text{[営業用倉庫]}}{3}}{\overset{\text{[の控除割合]}}{4}} \right) = 10,375.00\text{m}^2 \dots \textcircled{5} \\
 & \text{□□営業所} \quad 849.41\text{m}^2 \times \frac{\overset{\text{[事業年度開始の月から]}}{9}}{\overset{\text{[事業所の廃止の月間での月数]}}{12}} = \underset{\text{[端数処理637.0575]}}{637.05\text{m}^2} \dots \textcircled{6} \\
 & \text{東部営業所} \quad \left( \overset{\text{[非課税]}}{\overset{\text{[床面積]}}{948.36\text{m}^2}} - 58.77\text{m}^2 \right) \times \frac{\overset{\text{[新設の月の翌月から]}}{3}}{\overset{\text{[事業年度終了の月までの月数]}}{12}} = \underset{\text{[端数処理222.3975]}}{222.39\text{m}^2} \dots \textcircled{7} \\
 & \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} = \underline{\underline{12,581.94\text{m}^2}}
 \end{aligned}$$

3 資産割額

$$\overset{\text{[税率]}}{12,581.94\text{m}^2} \times 600\text{円} = \underline{\underline{7,549,164\text{円}}} \dots \textcircled{8} \quad (\text{注}) 1\text{円単位まで記入してください。}$$

## (従業者割)

### 1 免税点判定

$$\text{本社} \quad 70\text{人} \quad - \quad \begin{matrix} \text{[非課税(福利厚生施設)]} & \text{[年齢65歳以上]} & \text{[の従業者]} \\ (2\text{人} + 15\text{人}) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{[大阪株の従業者]} \\ 15\text{人} \end{matrix} = 68\text{人} \dots \textcircled{9}$$

$$\text{◎◎倉庫} \quad 20\text{人} \dots \textcircled{10}$$

$$\text{東部営業所} \quad 20\text{人} \quad - \quad \begin{matrix} \text{[年齢65歳以上]} \\ \text{[の従業者]} \\ 1\text{人} \end{matrix} = 19\text{人} \dots \textcircled{11}$$

$$\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} = 107\text{人} \rightarrow \text{免税点超}$$

### 2 課税標準

本社

$$294,385,871\text{円} - \begin{matrix} \text{[非課税(福利厚生施設)]} \\ 4,397,889\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{[年齢65歳以上]} \\ \text{[の支払給与総額]} \\ 33,005,889\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{[雇用改善助成対象者]} \\ \text{[の支払給与総額]} \\ (4,388,798\text{円} \times \frac{1}{2}) \end{matrix} \text{[控除割合]} \\ = 254,787,694\text{円} \dots \textcircled{12}$$

$$\text{◎◎倉庫} \quad 68,394,688\text{円} - \begin{matrix} \text{[雇用改善助成対象者]} \\ \text{[の支払給与総額]} \\ (1,903,424\text{円} \times \frac{1}{2}) \end{matrix} \text{[控除割合]} = 67,442,976\text{円} \dots \textcircled{13}$$

$$\text{□□営業所} \quad 33,213,842\text{円} \dots \textcircled{14}$$

$$\text{東部営業所} \quad 11,233,842\text{円} - \begin{matrix} \text{[年齢65歳以上]} \\ \text{[の支払給与総額]} \\ 2,798,735\text{円} \end{matrix} = 8,435,106\text{円} \dots \textcircled{15}$$

$$\textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14} + \textcircled{15} = 363,879,618\text{円} \rightarrow \underline{363,879,000\text{円}} \\ \text{[1,000円未満端数処理]}$$

### 3 従業者割額

$$363,879,000\text{円} \times \frac{\text{[税率]} \quad 0.25}{100} = 909,697\text{円} \dots \textcircled{16} \quad \text{(注) 1円単位まで記入してください。}$$

## (事業所納付税額)

$$\textcircled{8} + \textcircled{16} = 8,458,861\text{円} \rightarrow \underline{8,458,800\text{円}} \\ \text{[100円未満端数処理]}$$

第四十四号様式(提出用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 △△年 △△月 △△日 (あて先) 守口市長	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認印		整理番号	事務所	区分 管理番号	申告区分	
					申告年月日	令和 △△年 △△月 △△日			
(フリガナ) 氏名又は称	モリグチ 守口株式会社		住所 本店 守口市〇〇町△-△-△	〒 570-△△△△ (電話 06-△△△△-△△△△)		事業種目	貿易業・倉庫業		
個人番号又は 法人番号	1   2   3   4   5   6   7   8   9   1   2   3   4			又は 所在地 支店	〒 (電話)		資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円 : 5 0 0   0 0 0	
(フリガナ) 法人の 代表者氏名	モリグチ タロウ 守口 太郎				所轄税務署名	門 真 税務署			
令和 △△年 4月 1日 から 令和 △△年 3月 31日 までの	事業年度又は課税期間		10 納付修正申告書 免税点以下		この申告に 応答する者 の氏名		(電話 06-△△△△-△△△△) 守口 一郎		

11	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	4   1   5   0   8   6   3	従業者 給与 総額	⑫	十億 百万 千 円 4   0   7   2   2   8   2   4   2	
		算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	1   7   9   7   7   7		非課税に係る従業者 給与総額 ⑬	4   0   2   0   2   5   1   3	
	資 非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	1   6   1   1   3	業 控除従業者 給与 総額	⑭	3   1   4   6   1   1   1	
		②に係る非課税床面積 ④	5   8   7   7		課税標準となる従業者 給与 総額 (⑫ - ⑬ - ⑭) ⑮	3   6   3   8   7   9   0   0   0	
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤	2   9   6   2   5   0   0	者 割 額	⑯	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$ ) ⑰	9   0   9   6   9   7
		②に係る控除床面積 ⑥			既に納付の確定した従業者 割額 ⑱	0	
	課税標準と なる事業所 割床面積	①に係る課税標準となる $\frac{12}{12}$ 床面積 (① - ③ - ⑤) × ⑦	1   1   7   2   2   5   0	資 産 割 額	⑲	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑰) ⑳	8   4   5   8   8   0   0
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	8   5   9   4   4		既に納付の確定した事業所 税額 (⑱ + ⑲) ㉑	0   0	
	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧) ⑨		1   2   5   8   1   9   4	この申告により納付すべき事業所 税額 (⑫ + ⑲) ㉒		8   4   5   8   8   0   0	
	資産割額 (⑨ × 600円) ⑩		十億 百万 千 円 7   5   4   9   1   6   4	備考 既に納付の確定した資産割額 ⑪		0	
	既に納付の確定した資産割額 ⑪			関与税理士 氏名		(電話)	

- 1 **【氏名又は名称】** 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。
- 2 **【個人番号又は法人番号】** 番号法に定めるマイナンバー（個人番号または法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 **【法人の代表者氏名】** 申告書作成時における法人代表者の氏名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。
- 4 **【住所又は所在地】** 法人の場合は、本店の所在地が守口市内の場合は本店所在地を、守口市外の場合は本店所在地及び守口市内の主たる支店の所在地を記載してください。電話番号も併せて記載してください。
- 5 **【事業種目】** 事業の種類を具体的に記載してください（例：貿易業、倉庫業など）。なお、2以上の事業を行う場合はそれぞれの事業を連記し、主たる事業に○を付してください。
- 6 **【資本金の額又は出資金の額】** 算定期間末日における資本金の額または出資金の額を記載してください。
- 7 **【所轄税務署名】** 個人の場合は所得税の、法人の場合は法人税の申告等を所轄する税務署名を記載してください。
- 8 **【この申告に応答する者の氏名】** 申告書の内容について、応答する方の氏名及び電話番号を記載してください。
- 9 **【算定期間】** 課税標準の算定期間を記載してください。
- 10 **【事業所税の納付 修正 免税点以下 申告書】** 該当項目を○で囲んでください。
- 11 **【資産割】** 次により記載してください。なお、資産割については免税点以下申告の場合は、①～④欄のみ記載してください。  
**（床面積の1平方メートルの100分の1未満は切捨ててください。）**
- ① 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「1」の「事業所床面積 ウ」の合計床面積を記載してください。
- ② 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「2」の「事業所床面積 ウ」の合計床面積を記載してください。
- ③④ 「別表2 非課税明細書」の「非課税床面積 7」の合計の数値で③または④に対応するそれぞれの合計床面積を記載してください。
- ⑤⑥ 「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除事業所床面積 ウ」の合計の数値で⑤または⑥に対応するそれぞれの合計床面積を記載してください。
- ⑦ 課税標準の算定期間が12月未満の場合は、①－③－⑤の床面積に  $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$  を乗じて得た床面積を記載してください。
- ⑧ 各事業所等の床面積（算定期間が12月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積）に次の割合を乗じて得た床面積を記載してください。
- （1） 算定期間の中途において新設された事業所等（（3）を除く）  

$$\frac{\text{（新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数）}}{\text{（算定期間の月数）}}$$
- （2） 算定期間の中途において廃止された事業所等（（3）を除く）  

$$\frac{\text{（算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数）}}{\text{（算定期間の月数）}}$$
- （3） 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等  

$$\frac{\text{（新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数）}}{\text{（算定期間の月数）}}$$
- ⑨ ⑦及び⑧の合計床面積を記載してください。
- ⑩ ⑨の床面積に税率の600円を乗じて得た額を記載してください。（端数処理せずに1円単位まで記入してください。）
- ⑪ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した資産割額を記載してください。
- 12 **【従業者割】** 次により記載してください。なお、従業者割については免税点以下申告の場合は記載の必要はありません。
- ⑫ 「別表1 事業所等明細書」の「従業者給与総額 オ」の合計を記載してください。
- ⑬ 「別表2 非課税明細書」の「非課税従業者給与総額 ウ」の合計を記載してください。
- ⑭ 「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額 カ」の合計を記載してください。
- ⑮ ⑫－⑬－⑭の額を1,000円未満の端数を切り捨てて記載してください。
- ⑯ ⑮の従業者給与総額に税率100分の0.25を乗じて得た額を記載します。（端数処理せずに1円単位まで記入してください。）

- ⑰ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した従業者割額を記載してください。
- 13 **【資産割額と従業者割額の合計額】**
- ⑱ ⑩と⑯の合算した額を 100 円未満の端数を切り捨てて記載してください。
- 14 **【既に納付の確定した事業所税額】**
- ⑲ 修正申告の場合に、⑪と⑰の合算した額を 100 円未満の端数を切り捨てて記載します。
- 15 **【この申告により納付すべき事業に係る事業所税額】**
- ⑳ この申告により納付すべき⑱から⑲を差し引いた額を記載してください。

**【一般的留意事項】**

- (1) ※印欄は、記載しないでください。
- (2) 課税標準の算定期間の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月として記載してください。
- (3) 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分にしたがって金額を記載してください。
- (4) 休止施設がある場合の申告書等の具体的な記載方法については課税課におたずねください。

事業所等明細書

3

明細区分の別		算定期間	令和△△年4月1日から	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1	算定期間を通じて使用された事業所等		令和△△年3月31日まで	氏名又は名称	守口株式会社				
2	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		個人番号又は法人番号	1   2   3   4   5   6   7   8   9   1   2   3   4					

第四十四号様式別表一（提出用）

1  
2

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割			従 業 者 割		
				専用床面積 共用床面積	事業所床面積 (ア+イ)ウ	使用した期間(令和年月日) 同上の月数	従業者数 エ	従業者給与総額 オ	
① 2 計	①	本店	〒570-0001 守口市〇〇町△-△-△ (ビル名) 守ロビル	4   1   2   1   7   5   6	6	7   .   .   から	9	10   十億   百万   千   円	
		(住所) 〒570-0010 守口市××町△-△-△ (氏名) 守口不動産株式会社	5   .   .   .   .   .   .	1   5   0   8   6   3	8   月	7   0	2   9   4   3   8   5   8   7   1		
1 ② 計	1	□□営業所	〒570-0002 守口市□□町△-△-△ (ビル名)	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	△△.4.1 から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	△△.12.20 まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .		
① 2 計	①	◎◎倉庫	〒570-0003 守口市◎◎町△-△-△ (ビル名)	4   0   0   0   0   0   0	.   .   .   .   .   .	.   .   .   から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	4   0   0   0   0   0   0	.   .   .   .   .   .	.   .   .   まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
1 ② 計	1	東部営業所	〒570-0004 守口市☆☆町△-△-△ (ビル名)	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	△△.12.20 から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	9   4   8   3   6	.   .   .   .   .   .	△△.3.31 まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
① 2 計	①			.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	.   .   .   から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	4   1   5   0   8   6   3	.   .   .   .   .   .	.   .   .   まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
1 ② 計	1			.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	.   .   .   から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	1   7   9   7   7   7	.   .   .   .   .   .	.   .   .   まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
1 2 計	1			.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	.   .   .   から	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .	
			.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .	.   .   .   まで	.   .   .   .   .   .	.   .   .   .   .   .   .   .		

- 1 **【氏名又は名称】** 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 **【個人番号又は法人番号】** 番号法に定めるマイナンバー（個人番号または法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 **【明細区分】**
  - (1) 事業所等が算定期間を通じて使用されたものを1、事業所等が算定期間の中途において新設または廃止されたものを2とし、該当する数字に○を付してください。
  - (2) 明細区分2の事業所床面積は月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所の月割計算前の床面積を記載してください。
- 4 **【専用床面積】** ア の欄は、期末または廃止の日現在における専用部分の延べ床面積を記載してください。
- 5 **【共用床面積】** イ の欄は、専用床面積に対応する「別表4 共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積⑥」を記載してください。
- 6 **【事業所床面積】** ウ の欄は、「専用床面積 ア」と「共用床面積 イ」の合計を記載してください。なお、家屋の一棟全てを使用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。「専用床面積 ア」と「共用床面積 イ」の記載は必要ありません。

明細区分2の事業所等については、事業所床面積から非課税及び課税標準の特例に該当する床面積を控除後、 $\frac{\text{【同上の月数】}}{\text{【算定期間の月数】}}$  で乗じて、ウの欄の上部に括弧書きで記載してください。

- 7 **【使用した期間】** 明細区分2の場合のみ記載してください。
- 8 **【同上の月数】** 次により記載してください。
  - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く）  
当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
  - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く）  
当該事業所等の算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
  - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等  
当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 9 **【従業者数】** エ の欄は、期末または廃止の日現在における従業者数（障害者及び高齢者を含む）を記載してください。従業者割について免税点以下の場合でも記載してください。

なお、障害者及び年齢65歳以上の方がいましたら、この欄に含めてお書きください。

ただし、当該算定期間を通じて従業者数に著しい変動が事業所等については、次の計算式により算出した数値を記載してください。

$$\text{【従業者数】} = \frac{\text{【当該算定期間の各月末日現在における従業者数の合計】}}{\text{【当該算定期間の月数】}}$$

なお、1人未満の端数は切り捨ててください。

また、この計算をする場合は、各月の末日現在における従業者数の明細を添付してください。

※ 従業者数に著しい変動がある事業所等：当該算定期間の各月末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が、最小の従業者の2倍を超える事業所等をいう（中途廃止を除く）。

- 10 **【従業者給与総額】** オ の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。「別表2 非課税明細書」の「非課税従業者給与総額 ウ」の欄の金額も含まれます。  
なお、従業者割について免税点以下申告の場合には、記載の必要はありません。

#### 【一般的留意事項】

- (1) ※印欄は、記載しないでください。
- (2) 床面積の各欄は、1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額の各欄は、1円未満を切り捨てて記載してください。
- (3) この明細書は守口市内のすべての事業所について、その明細を記載してください。
- (4) 算定期間の中途において新設または廃止があった事業所等についても、その明細を記載してください。

非課税明細書

算定期間	令和:△△年 4月 1日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分							
	令和:△△年 3月 31日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	守口株式会社										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

第四十四号様式別表二(提出用)

1  
2

事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	守口市〇〇町△-△-△																	
3 非課税の内訳			資産割				従業者割													
			非課税床面積ア		㎡		非課税従業者数イ		非課税従業者給与総額ウ											
法第701条の34第3項第26号該当(福利厚生施設(社員食堂及び休養室))			4	1	2	2	6	8	6	2	7	十億	百万	千	円					
法第701条の34第4項第号該当(消防用施設・防災施設等)																				
法第701条の34第項第号該当( )																				
障害者・(65)歳以上の従業者										1	5		3	3	0	0	5	8	8	9
合計				1	6	1	1	3		1	7		3	7	4	0	3	7	7	8
事業所等の名称	東部営業所	事業所等の所在地	守口市☆☆町△-△-△																	
非課税の内訳			資産割				従業者割													
			非課税床面積ア		㎡		非課税従業者数イ		非課税従業者給与総額ウ											
法第701条の34第3項第26号該当(福利厚生施設(社員食堂及び休養室))												十億	百万	千	円					
法第701条の34第項第号該当( )																				
法第701条の34第項第号該当( )																				
障害者・(65)歳以上の従業者										1			2	7	9	8	7	3	5	
合計										1			2	7	9	8	7	3	5	
非課税事業所床面積等の合計			5	(	5	8	77)	㎡		1	8	9	4	0	2	0	2	5	1	3

- 1 **【氏名又は名称】** 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 **【個人番号又は法人番号】** 番号法に定めるマイナンバー（個人番号または法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 **【非課税の内訳】** 非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項と施設名を記載してください。
- 4 **【非課税床面積】** アの欄は、当該項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、当該事業所等について「別表4 共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税面積について記載しないでください。
- 5 **【非課税事業所床面積等の合計】**  
下段 算定期間を通じて使用した事業所の非課税床面積の合計を記載してください。申告書③欄に該当します。  
上段 算定期間の中途において新設または廃止された事業所の非課税床面積の合計を括弧書きで記載してください。申告書④欄に該当します。
- 6 **【非課税従業者数】** イの欄は、算定期間の末日または廃止の日現在における、非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。
- 7 **【非課税従業者給与総額】** ウの欄は、算定期間中に支払われた、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。  
なお、従業者割について免税点以下申告の場合には、記載の必要はありません。
- 8 **【障害者・65歳以上の従業者】** 障害者及び高齢者の従業者（役員を除く）について、「非課税従業者数」と「非課税従業者給与総額」を記載してください。
- 9 **【非課税従業者給与総額の合計】** エの欄の非課税従業者給与総額の合計を記載してください。申告書（第44号様式）の⑬欄に該当します。

#### **【一般的留意事項】**

- (1) 非課税明細書は、法第701条の34(事業所税の非課税の範囲)の規定の適用がある場合に記載いただき、第44号様式の申告書に添付してください。
- (2) ※印欄は、記載しないでください。
- (3) 床面積の各欄は、1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額の各欄は、1円未満を切り捨てて記載してください。

1 課税標準の特例明細書

算定期間	令和△△年 4月 1日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分							
	令和△△年 3月 31日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	守口株式会社										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

第四十四号様式別表三（提出用）

1  
2

事業所等の名称	3 本店			事業所等の所在地	守口市〇〇町△-△-△										
課税標準の特例内訳	資 産 割				従 業 者 割										
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業員	控除割合	控除従業員給与総額	従業員給与総額			従業員給与総額					
法第701条の41第1項第1号該当	4	5		7	8										
法第701条の41第1項第2号該当															
雇用改善助成対象者					4 3 8 8 7 9 8			1/2			2 1 9 4 3 9 9				
合 計					4 3 8 8 7 9 8			1/2			2 1 9 4 3 9 9				
事業所等の名称	◎◎倉庫			事業所等の所在地	守口市◎◎町△-△-△										
課税標準の特例内訳	資 産 割				従 業 者 割										
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業員	控除割合	控除従業員給与総額	従業員給与総額			従業員給与総額					
法第701条の41第1項第14号該当	3 9 5 0 0 0 0	3/4	2 9 6 2 5 0 0												
法第701条の41第1項第15号該当															
雇用改善助成対象者					1 9 0 3 4 2 4			1/2			9 5 1 7 1 2				
合 計					1 9 0 3 4 2 4			1/2			9 5 1 7 1 2				
控除事業所床面積の合計	6			2 9 6 2 5 0 0			控除従業員給与総額の合計			9			3 1 4 6 1 1 1		

- 1 **【氏名又は名称】** 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 **【個人番号又は法人番号】** 番号法に定めるマイナンバー（個人番号または法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 **【課税標準の特例内訳】** 該当する条項と施設名を記載してください。
- 4 **【課税標準の特例適用対象床面積】** 7 の欄は、算定期間の末日または廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。  
なお、法701の41①及び②並びに本法附則33の規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける「ウ」欄の「控除事業所床面積」を控除した後の床面積を記載してください。
- 5 **【(資産割) 控除割合】** イ の欄は、課税標準の特例に係る当該項目ごとに適用される控除割合を記載してください。
- 6 **【控除事業所床面積の合計】** 2以上の事業所等について、課税標準の特例の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。  
なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載してください。
- 7 **【課税標準の特例適用対象従業者給与総額】**  
エ の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち雇用改善助成対象者及び課税標準の特例に係る給与等の額（オの控除割合の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- 8 **【(従業者割) 控除割合】** オ の欄は、課税標準の特例に係る当該項目ごとに適用される控除割合を記載してください。
- 9 **【控除従業者給与総額の合計】** 2以上の事業所等について、課税標準の特例の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。  
なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載してください。

#### **【一般的留意事項】**

- (1) 特例明細書は、法第701条の41または本法附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合に記載いただき、第44号様式の申告書に添付してください。
- (2) ※印欄は、記載しないでください。
- (3) 床面積の各欄は、1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額の各欄は、1円未満を切り捨てて記載してください。

# 共用部分の計算書

算定期間	令和△△年 4月 1日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分							
	令和△△年 3月 31日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	守口株式会社										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

第十四号様式別表四（提出用）

1  
2

事業所等の名称	本店			事業所等の所在地	守口市〇〇町△-△-△																				
専用部分の延べ面積	①	3	4	4	6	4	0	4	③ の 内 訳						⑦										
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	4	1	2	1	7	5	6	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	ア						5	3	0	4	2					
非課税に係る共用床面積	③	5	1	7	4	2	1	8	防 災 に 関 す る 設 備 等	全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	イ									6	0	3	5	1	
③以外の共用床面積	④		1	0	6	7	2	1		2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	ウ	(×1/2)									6	0	8	2	5
共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤		2	8	0	9	3	9	ア ~ ウ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積	エ															
事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$ )	⑥		2	9	1	0	7	合 計 (ア ~ エ)	オ											1	7	4	2	1	8
事業所等の名称				事業所等の所在地																					
専用部分の延べ面積	①								③ の 内 訳						⑦										
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②								消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	ア															
非課税に係る共用床面積	③								防 災 に 関 す る 設 備 等	全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	イ														
③以外の共用床面積	④									2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	ウ	(×1/2)													
共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤								ア ~ ウ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積	エ															
事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$ )	⑥								合 計 (ア ~ エ)	オ															

- 1 **【氏名又は名称】** 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 **【個人番号又は法人番号】** 番号法に定めるマイナンバー（個人番号または法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 **【専用部分の延面積】**
  - ① 一棟床面積から「共用床面積の合計 ⑤」を除いた面積を記載してください。
- 4 **【①のうち当該事業所部分の延べ面積】**
  - ② 「専用部分の延べ面積 ①」の面積のうち、この計算書に係る専用床面積を記載してください。  
なお、この専用床面積は、「別表1 事業所等明細書」の「専用床面積 7」の欄と一致します。
- 5 **【非課税に係る共用床面積】**
  - ③ 「合計 オ」の欄の数値を記載してください。
- 6 **【③の内訳】**
  - ⑦ 次により記載してください。  
なお、「消防設備等に係る共用床面積 7」、「防災に関する設備等・全部が非課税となる共用床面積 イ」及び「2分の1が非課税となる共用床面積 ウ」の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。
    - (1) 7 共用床面積のうち、消防用設備等（令56の43②該当）に係る床面積を記載してください。
    - (2) イ 共用床面積のうち、避難階段等（令56の43③ーイ、同ー4及び同ー5イに該当）に係る床面積を記載してください。
    - (3) ウ 共用床面積のうち、令56の43③ー1ロ、同ー2、同ー3及び同ー5ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
    - (4) エ 共用床面積のうち 7、イ及び ウ 以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

**【一般的留意事項】**

- (1) 共用部分の計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（事業所部分）に係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合に記載いただき、第44号様式の申告書に添付してください。したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合または家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は添付の必要はありません。
- (2) ※印欄は、記載しないでください。
- (3) 床面積の各欄は、1平方メートルの100分の1未満を切捨てて記載してください。

事 業 所 税  
申 告 の し お り  
令 和 5 年 度 版

令和5年4月発行

発行 守口市総務部課税課  
〒 570-8666  
守口市京阪本通2丁目5番5号  
TEL (06) 6992-1456  
FAX (06) 6994-1691